



I. 外国公務員等の子弟の受入れ

II. 「法務省訟務局」及び「訟務支援管理官」の新設について

2016年
1月号

I. 外国公務員等の子弟の受入れ

執筆者: 木目田 裕

米国で「金融機関が中国・中東等の公務員等の子弟を従業員として採用したり、internship で受け入れる等したこと」が外国公務員等贈賄に該当するかどうか問題とされ、今年の夏ごろに、米国で、とある金融機関が、中東の SWF の関係者子弟を student internship で受け入れた行為に関し、SEC との間で 1400 万ドル余の制裁金の支払い等で和解した事例も報じられました。米国当局は、同種の行為について、他の金融機関についても継続的に調査中のようです。

日本でも、昨年の後半くらいからでしょうか、企業から時折ご相談を受けるようになっていきます。日本の国内刑法の贈収賄であれ、不正競争防止法の外国公務員贈賄等の罪であれ、構成要件の基本は同じですから、考え方は同じです。

日本の関係当局の間でも、昔から、例えば、公務員の退職後の天下り受入れや、公務員からの口利きによる有力支援者の子弟の雇用も、事案によっては贈収賄に該当するとして摘発すべきではないか、という問題意識があると思います。言うまでもなく、事業者による、かかる無形的な便益の供与であっても、賄賂に該当し得る以上は、特定の公務員に職務に関して供与されれば、贈収賄に該当します。例えば、福島県知事汚職事件の最高裁の判断のように、親族の会社が保有する土地を買ってあげることだけでも(たとえ土地の購入価格が時価を上回ったと言えないとしても)、事案によっては賄賂に該当するとされています。

問題は、いかなる場合に職務関連性が認められるかという関係事実の認定・評価です。一般的には、特定の公務員の職務との結びつき(見返りやお礼)といった要素がないことを、採用等の経緯や、退職公務員や子弟の移動実態、他の同種の従業員やインターンに対する給与等との均衡などといった具体的な事実関係を踏まえて評価していくこととなります。

日本の関係当局について言えば、刑事訴追については社会実態も十分に斟酌して対応を考えていくことになるため、過度にナーバスになる必要はないのですが、さりとて、接待のように、社会の意識も変わってくれば、それを受けて、関係当局の法執行も変わってくることには、留意が必要だと思えます。

きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

Ⅱ. 「法務省訟務局」及び「訟務支援管理官」の新設について

執筆者：平尾 寛

ニュース等で紹介されることがほとんどないため、「法務省訟務局」及び「訟務支援管理官」の新設と聞いて、ピンとくる方は少ないのではないかと思います。今後の運用次第では、公共調達を巡る国と企業との間の法的紛争解決のあり方に少なからぬ影響を与えられ、若干の紹介をしたいと思います。

国が当事者となる訴訟については、法務大臣が国を代表することとなっており、従前は法務大臣官房の部局である民事訟務課や行政訟務課及び全国の法務局に所属する訟務検事が訴訟遂行の任に当たっていました。

2015年4月、法務省は新たに訟務局を設置し、民事訟務課や行政訟務課は訟務局に所属することになりました。訟務局の設置自体は法務省内の組織変更に過ぎませんが、注目すべきは、訟務局の設置に伴い「訟務支援管理官」が新設されたことです。法務省の公表資料によれば、訟務支援管理官は、これまで法務省が担っていなかった新しい業務、すなわち①訴訟に発展する懸念のある政策・事象への支援(いわゆる予防法務)、②訴訟に強く専門性のある人材を育成するための方策の企画・立案、③国際訴訟等への関与のあり方の検討といった業務を担当するとされています。

国を相手にする訴訟といっても、何の前触れもなく訴訟が提起されるわけではありません。公共調達を巡る紛争を例にとると、当初は省庁と企業との間で契約を巡る交渉・議論が行われ、訴訟によらずに合理的な解決を図る道が模索され、最終的に交渉による解決が無理となった段階で初めて訴訟が提起されることとなります。

訴訟前の段階で、省庁が弁護士を代理人として立て、実際の交渉に当たらせることは稀であり、多くの場合、省庁において契約締結業務を所管する部局が交渉業務に当たることとなります。そのため、法律や裁判例よりも過去の前例や省庁内部の通達等を優先させた議論がなされることも少なくなく、公共調達特有の交渉の難しさがありました。法務省の訟務部局には、裁判官や検事など法律や裁判実務に精通した法律専門家が所属していますが、従来は、交渉段階において、これら政府内の法律専門家が前面に出てくることはありませんでした。あくまで訴訟対応がその職務だったからです。

この度、法務省が訟務支援管理官を新設したのは、じん肺訴訟や水俣病訴訟など国の政策等に重大な影響を及ぼす訴訟での敗訴が相次いだことが背景にあるとされており、政策決定段階や紛争初期の段階で、訴訟をも念頭にいた十分な法的検討を行い、訴訟を未然に防ぐことを目指しています。

法務省の公表資料によれば、訟務支援管理官の下にいる担当局付検事(裁判官や検事出身者に加えて、弁護士も任期付公務員として加わっています。)が省庁の訟務担当者と連携し、紛争の予防や早期解決のための支援を行っているとのこと。また、訟務局の新設を受け、2015年5月から関係府省庁が参加する「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」が開催されており、具体的な相談事例の共有や総括等が行われており、政府全体として訟務機能及びコンプライアンス機能の強化を図ることとしているようです。

制度が立ち上がってまだ間もなく、公共調達を巡る紛争解決のあり方がどのように変化していくのか不透明な部分が残りますが、公共調達の場面においても、法律専門家による合理的かつ迅速な紛争解決の枠組みができあがっていくのではないかと期待されるようです。



ひらお かく
平尾 寛

西村あさひ法律事務所 弁護士

k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。